

## 教員免許更新制度の改善について（中間取りまとめ）（概要）

教員免許更新制度の改善に係る検討会議（平成 25 年 9 月設置）

### 検討の背景

- 教員免許更新制度は、教員免許状に一定の有効期限を付し、その時々で求められる教員として必要な資質能力が確実に保持されるよう、必要な刷新（リニューアル）を行う仕組みとして、平成 21 年 4 月に導入され、既に 4 年が経過。
- 教育職員免許法は、免許状更新講習に係る制度について、施行後 5 年を経過した場合に検討を加え必要な措置を講ずることを規定。
- また、グローバル化などの社会の急速な変化を受け、免許状更新講習において、教員が適時に現代的な諸課題を学べるようにすることが求められている。

### これまでの検討

#### I 現代的な諸課題に対応できる免許状更新講習に係る枠組み・内容の改善について

##### (1) 「必修領域」の見直しと「選択必修領域」の導入

###### 【現状】

（受講者・講習開設者）

- ・必修領域（8つの内容）の各内容の履修程度が浅い。より深い履修・教授を希望。
- ・必修領域は全学校種・免許種共通のため、各学校種・免許種のニーズに焦点が合わない。
- ・現職研修においても必ず取り扱われる事柄は、受講者によっては既に学び理解。

（社会の要請）

- ・社会の急速な変化を受け、教員に、現代的な諸課題に対応する指導力が必要。
- ・免許状更新講習においても、現下の教育課題の特質により、学校種・免許種や教職経験に応じた講習が、適時に十分提供されることが必要。



###### 【改善策】

###### ◆ 「必修領域」を精選

全受講者が共通して学ぶ内容や時間数を削減（12 時間→6 時間）。

###### ◆ 「選択必修領域」を新設

学校種・免許種や教職経験に応じて現下の教育課題を適時に多くの受講者が学べ、かつ、現職研修経験に応じて履修内容を調整できる領域を設定（6 時間）。

##### (2) 修了認定試験と修了認定手続の改善

- ◆ 複数人による作問検討、受講者の評価や解答を踏まえた次年度試験の改善
- ◆ 各講師が行った合否判定の判定委員会における適否確認等、より公正な修了認定の工夫 等

## Ⅱ 現職研修と免許状更新講習の関係の整理について

### (1) 今後の十年経験者研修の在り方

#### 【現状】

- ・現職研修と免許状更新講習は、その受講により、教員としての専門性の向上が期待される点においては同じ機能を有する。
- ・現実として、十年経験者研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習を同時期に受講する現職教員には、教育活動や校務等との日程調整の難しさをはじめとする負担感が生じている。



#### 【改善策】

- ◆ 当面の間、十年経験者研修と免許状更新講習が同時期に重なる現職教員については、教育公務員特例法に定める「特別の事情がある場合」として、任命権者が十年経験者研修の実施時期を免許状更新講習と重ならないよう計画することが適当。
- ◆ 今後の十年経験者研修の在り方については、各任命権者の判断で、教職経験に応じた体系的な研修を行うものとする方向で、教育公務員特例法の規定の見直しを検討することが必要。

---

### (2) 免許状更新講習の受講環境の充実と教職生活への一層の活用の在り方

- ◆ インターネット利用等による通信教育型の免許状更新講習の充実
- ◆ 免許状更新講習と免許法認定講習の相互認定による新たな教員免許状取得に向けた学びの促進 等

※中間まとめ本文については、文部科学省HPの以下のURLを参照ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/101/houkoku/1342696.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/101/houkoku/1342696.htm)